

他にも給付の種類によって、支給申請の期間が違う場合がありますので
要注意！です。

- ・健康保険法
保険料の徴収・還付・保険給付を受ける権利 2年で消滅
- ・国民年金法
年金を受ける権利 5年で消滅
保険料の徴収・還付及び死亡一時金を受ける権利 2年で消滅
- ・厚生年金法
保険給付(一時金も含めて)を受ける権利 5年で消滅
保険料の徴収・還付を受ける権利 2年で消滅

●西尾の解説

つまりは、公的な年金や保険から給付を受ける権利は
年金は5年、一時金やその他給付は2年(厚生年金は除く)
と、云うことになります。
では、その時効ですが、いつからスタート(起算日といいますが)
するのでしょうか？
大体は、保険事故(その保険給付の原因となった事柄)の翌日から
起算して、というケースが多いのですが
労災や健康保険では、特殊なケースもあります。

次回は、この起算日を中心にお話しますね。

★トピックス～年金時効特例法について～

7月6日に施行されたこの法律ですが、ちょっと誤解を生じやすいので
簡単に解説したいと思います。
厚生年金・国民年金では上記でご説明したように、年金の時効は5年です。

その時効が撤廃されるというのが、この年金時効特例法ですが、
その対象はすべての年金について、というわけではありません。
年金記録が、訂正された場合に限るのです。

この法律の対象は

- ・既に年金記録が訂正されている場合
 - ・今後訂正される場合
- 訂正される場合及びされた場合は、時効を撤廃し、過去の全期間分
の年金が支払われます。
老齢の年金だけでなく、遺族・障害・未支給の年金等
厚生年金・国民年金のすべての年金に適用されます。

年金等の請求をせず、時効を迎えてしまった場合などは、この
時効撤廃の対象とはなりません。

例えば....

60歳～65歳の間に支給される特別支給の老齢年金等で、
自分には支給されないと勘違いして年金を請求せず5年が経過して
しまった場合などは対象とはなりません。

詳しくは、社会保険庁のページをご覧くださいね。

<http://www.sia.go.jp/top/kaikaku/kiroku/070706.htm>

~~~~~編集後記~~~~~

本日15日は祇園祭の宵々山。

祇園祭は、夏の疫病や災害が少ないよう  
神様にお願いするお祭りです。

もう、今回の台風で大きな被害が出ていますが  
今年も、これまで以上に大きな被害が出ました。よみに

今年は、もつこれ以上入金は被害が出ませんように  
お祈りするばかりです。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
